

○ 信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件

(平成十八年金融庁告示第三十六号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一條第二号及び第二條第二号の規定の適用については、第一條第二号中「又は告示」とあるのは「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社(農林中央金庫及び特定農林水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。次條第二号において同じ。)」と、第二條第二号中「又は告示」とあるのは「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>